平成２９年（フ）第５４号
埼玉県草加市谷塚仲町329番地32
債務者　伊藤　頼成
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
埼玉県越谷市大字下間久里1168番地１　越谷スカイハイツＡ―410
債務者　金井　昌浩
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１４３９号
千葉市若葉区みつわ台４丁目31番13―２号
債務者　神定亜矢子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２５号
千葉県市川市河原19番21号（エルクレール103号）
債務者　大林　麻衣（旧姓木浪）
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３０号
千葉市美浜区真砂５丁目16番７棟304号
債務者　石井　孝好
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３３号
千葉市花見川区花見川２番33棟207号
債務者　渡部　健次
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５８号
千葉市若葉区御成台２丁目１番地　市営住宅西下田団地２棟305号
債務者　大川　　清
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７５号
千葉県船橋市海神１丁目３番８号
債務者　平井　里奈（旧姓石崎）
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２９２号
千葉県佐倉市井野1399番地22
債務者　小川　信彦
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１５号
千葉県佐倉市井野1586番地25　Ｃ棟403号
債務者　福田　茂美
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１７号
千葉県成田市並木町131番地５
債務者　櫻井　雅充
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２４号
千葉県印西市木下東２丁目５番地12　サニーフラット木下Ｂ―202
債務者　児嶋　幸子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２６号
千葉県佐倉市上志津1600番地10　パーリストハイツ201
債務者　髙橋　　航
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１５５号
千葉県東金市道庭580番地１　県営住宅東金道庭７棟　701号
債務者　戸村　　厚
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１６８号
千葉県東金市押堀1165番地
債務者　牧野みさ子（旧姓入江）
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１８７号
千葉県匝瑳市八日市場ホ3371番地
債務者　信田　美保
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第８号
千葉県旭市鎌数9167番地２　椎名アパート３号棟
債務者　古川原エリ子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係